

平成二十八年五月二十日受領
答弁 第二七〇号

内閣衆質一九〇第二七〇号

平成二十八年五月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出旅行業者の送客手数料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出旅行業者の送客手数料に関する質問に対する答弁書

御指摘の「送客の手数料」の意味するところが必ずしも明らかではないが、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の登録を受けて旅行業を営む者が旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者から受ける報酬は、民間企業の商取引におけるものであり、現状においては必ずしも取引の公正を害しているとは認められないため、当該報酬の上限を法律により規制することについては、慎重であるべきものと考えます。